

# 指定種苗制度をご存知ですか？

□ 種子、苗を販売する場合は種苗法に基づく表示が必要です

## ✓なぜ、表示を行わなければならないのですか？

種苗(種子、苗)は、外観によって品種、発芽率などの品質や生産地の識別が困難なため、販売する場合は一定の事項の表示が義務付けられています。

## ✓販売する種苗は全て表示しなければならないのですか？

表示義務は、指定種苗として定められた植物の種苗が対象です。

### ※指定種苗とは

穀類、豆類、いも類、野菜などの**食用となる作物及び飼料作物の全て、花き、果樹、芝草などの一部の植物の種苗**は、「指定種苗」として農林水産大臣が定めています。

(参考)種苗法の規定に基づく指定種苗

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/attach/pdf/index-7.pdf>

## ✓どのような事項を表示するのですか？

以下の1から6の事項について表示して下さい。

1. 表示をした種苗業者の氏名(法人は名称)及び住所
2. 種類及び品種(接木した苗木(果樹)は、穂木及び台木の種類と品種)
3. 生産地(国内産は都道府県名、外国産は国名)
4. 種子については、採種の年月(又は有効期限)及び発芽率
5. 数量(重量、体積、本数、個数等)
6. 農薬の使用履歴(使用した農薬に含有する有効成分の種類及び使用回数)



表示例(種子)

(種類)トマト(品種名)〇〇号			
生産地	〇〇県	数量	〇〇ml
採種年月	20〇〇年〇月		
発芽率	〇年〇月現在 %以上		
〇〇種苗株式会社			
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇			

### 〔農業使用に関する表示例〕

- 例① 〇〇処理済 種子粉衣 ●回  
例② 〇〇〇〇 ●回使用  
例③ 使用した農薬  
〇〇〇・△△ 各●回  
(農薬名□□)

このほか、稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆には、上記に加えて栽培適地や用途、早晩性、耐寒性などの形質を表示する必要があり、**稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆と35種類の野菜**には、生産や調整時に遵守すべき純度、発芽率などの品質基準があります。

指定種苗品種特徴表示基準(稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆)

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/pdf/4-5.pdf>

指定種苗の生産等に関する基準

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/attach/pdf/index-12.pdf>

## ✓表示方法を教えてください。

原則として、必要な表示事項を指定種苗の紙袋、ビニール袋、缶などに直接表示するか、又は表示事項を記載した証票を指定種苗に添付して下さい。

なお、指定種苗をばら売りするなど個別に表示することが困難な場合は、店頭の見やすい場所に表示事項を掲示して下さい。

# □種苗業者は届出が必要です

## ✓種苗業者とは何ですか？

種苗会社(個人事業者を含む)、販売を目的として指定種苗を生産する農家又は農業生産法人、農業協同組合(JA)、ホームセンターなどは種苗業者です。ただし、指定種苗を農家、一般家庭など種苗業者以外の者だけに直接販売する者(小売業者)は、届出の義務はありません。

## ✓どのような内容を届出するのですか？

①住所、②氏名、③取り扱う指定種苗の種類、④営業所の所在地住所を記載して、農林水産省に提出して下さい。

届出の様式や提出先、記載例は、農林水産省のホームページから入手できます。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/index.html>

表示義務や種苗業者届出義務の違反には罰則があります！  
ご注意ください！

## 〔問い合わせ先〕

農林水産省輸出・国際局知的財産課 種苗企画班  
〒100-8950  
東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL:03-3502-8111(代表) 内線4288  
ホームページ<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/tizai/syubyo/>

北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課  
〒064-8518  
札幌市中央区南22条西6丁目2-22  
TEL:011-330-8800(代表)

東北農政局経営・事業支援部輸出促進課  
〒980-0014  
仙台市青葉区本町三丁目3番1号  
TEL:022-263-1111(代表)

関東農政局経営・事業支援部輸出促進課  
〒330-9722  
さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館  
TEL:048-600-0600(代表)

北陸農政局経営・事業支援部輸出促進課  
〒920-8566  
金沢市広坂2丁目2番60号  
TEL:076-263-2161(代表)

東海農政局経営・事業支援部輸出促進課  
〒460-8516  
名古屋市中区三の丸1-2-2  
TEL:052-201-7271(代表)

近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課  
〒602-8054  
京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町  
TEL:075-451-9161(代表)

中国四国農政局経営・事業支援部輸出促進課  
〒700-8532  
岡山市北区下石井1丁目4番1号  
TEL:086-224-4511(代表)

九州農政局経営・事業支援部輸出促進課  
〒860-8527  
熊本市西区春日2丁目10番1号  
TEL:096-211-9111(代表)

内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課  
〒900-0006  
那覇市おもろまち2丁目1番1号那覇第2地方合同庁舎2号館  
TEL:098-866-1673(直通)